

**青梅市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例**

上記の議案を提出する。

令和 2 年 9 月 1 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準および指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行いたいので、この条例案を提出いたします。

**青梅市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例**

青梅市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例（平成 3 0 年条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「主任介護支援専門員」の次に「(以下この項において「主任介護支援専門員」という。)」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を前項に規定する管理者とすることができる。

付則第 2 項中「平成 3 3 年」を「令和 9 年」に改め、同付則に次の 1 項を加える。

3 令和 3 年 4 月 1 日以後における前項の規定の適用については、前項中「、第 4 条第 2 項」とあるのは「令和 3 年 3 月 3 1 日までに法第 4 6 条

第1項の指定を受けている事業所（同日において当該事業所における管理者が、法施行規則第140条の6第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でないものに限る。）については、第4条第2項」と、「介護支援専門員（法施行規則第140条の6第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。）を第4条第1項に規定する」とあるのは「引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員を」とする。

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、付則第2項の改正規定および付則に第3項を加える改正規定は、公布の日から施行する。